

小山市上下水道施設の受託工事等に係る費用の負担に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が他の者から委託を受けて行う上下水道施設の測量、調査及び設計業務並びに新設工事、移設工事等（以下「受託工事等」という。）に係る費用の負担について、必要な事項を定めるものとする。

(受託工事等に係る費用の負担)

第2条 受託工事等を管理者に委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、管理者に対して、受託工事等に係る費用を負担しなければならない。

(受託工事等に係る費用)

第3条 前条の規定により委託者が負担する受託工事等に係る費用は、工事費、委託業務費及び補償費の合計額並びに事務費とする。

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、受託工事等に係る費用に、前項に規定する費用以外の費用を加えることができる。

(事務費の算定)

第4条 事務費は、工事費、委託業務費及び補償費の合計額から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「基準額」という。）に、次項に定める事務費算定率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 事務費算定率は、次の表の左欄に掲げる基準額の区分に応じ、同表の右欄に定める率とする。

基準額	事務費算定率
100万円以下の額	12.0%
100万円を超えて500万円以下の額	10.5%
500万円を超えて1,000万円以下の額	9.1%
1,000万円を超えて5,000万円以下の額	7.8%
5,000万円を超える額	6.7%

(契約の締結)

第5条 管理者は、受託工事等を施行する者が確定したときは、委託者との間で、速やかに受託工事等に係る費用の負担に関する契約を締結するものとする。

(変更契約の締結)

第6条 管理者及び委託者は、前条の契約を締結した後に、当該契約を変更する必要があるときは、変更契約を締結するものとする。

(納入)

第7条 管理者は、受託工事等が完了したときは、委託者にその旨を通知するとともに、納入通知書により受託工事等に係る費用を納入させるものとする。

(受託工事等の中止による損害の賠償)

第8条 第5条の契約を締結した後に、委託者が管理者に対する委託を取り止め受託工事等の施行が中止となった場合は、委託者は、管理者に対し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に受託工事等の委託の申出を行った者について適用する。